

# 第3章

## 計画の基本方針

## 第3章 計画の基本方針

### 1 計画の基本理念

**誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けることができる地域社会**

#### (1) 住民参画による地域福祉の推進

かつては、家族、地域にあった「連帯感」、「相互扶助」が、第2章までに述べた様々な社会経済状況の変化に伴い、現在極めて希薄になっています。

一方では、これまで行政が主体的に担ってきた画一的なサービスの提供だけでは、多様な市民ニーズや価値観には対応ができなくなっています。

こうした中、「自らのまちは自らがつくる」との考えのもと、地域の現状を踏まえ、地域に住む市民それぞれができることをできるところまで、かつ責任をもって実行する、行政は役割分担のもとこれを支えていく「形」、すなわち、住民参画による地域福祉の推進が必要です。

#### (2) 地域コミュニティの再構築

地域に住む市民が、地域福祉に対する関心を高めても、実際に生活する地域における活動が活発化しなければ、地域福祉は進みません。

向こう三軒両隣から始まる、ご近所のつきあい、地域での催し物、一斉清掃活動などの地道な地域活動を通して、地域の「コミュニティ力 (= 地域力)」が形成され、その中でこそ地域福祉の実践が進んでいきます。

これまで、核家族化、新興住宅地の開発、プライバシー保護など、結果として「個人」の側面が大きくなる要因が働いてきましたが、今こそ「個」に配慮しつつ、地域の底力につなげる「地域コミュニティ」の再構築が必要です。

#### (3) 地域福祉ネットワークの構築

地域福祉を担う様々な主体が、それぞれの活動をして、各主体をつないでいく広がりがないとすればその効果は限定的なものになってしまいます。また、そのつなぎかたも、伝達ということではなく、「コーディネート」でなければ、うまく伝わっていかないと考えられます。

また、ネットワークの構築にあたっては、一方通行ではなく、利用者が求めるニーズに対応するためには、どのようなサービスをどのように提供するのが適切なのか、利用者の立場に立って、双方向で推進していくことが必要です。

#### (4) 地域福祉推進に向けた環境整備

これら地域福祉を進めていく上で、誰もが安全で快適な生活を送るための環境整備が必要になってきます。

市民意識の醸成を図るための啓発をはじめとして、市社会福祉協議会の活動との連携、地域における拠点の整備などの取り組みが必要となってきます。

さらに、誰もが暮らしやすいように、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの考えを一層促進していくことが求められます。

## 2 計画の基本目標（計画推進の4つの柱）

### 基本目標1 地域を担う人づくり

地域づくりは「人づくり」です。地域福祉を推進するためには、まずそれを担う人材が必要不可欠です。

地域づくりをリードしていく人材や様々な地域活動に協力する人材等の確保、そして、これら地域の課題については、地域の一員としての自覚のもと、地域全体で関わり、その解決の方向性について一人ひとりが考えていくことが求められます。

### 基本目標2 地域を支えるネットワークづくり

地域福祉を担う人材がいても、単独での活動では広がりがありません。地域に住む人どうしのつながりがあってこそ、課題の発見、早期対応が可能になります。

向こう三軒両隣といった、「ご近所づきあい」や地域行事等への参加、市社会福祉協議会地区協議会活動の促進、地域の核として活動されている方等を通じて、地域の基盤づくりを進めていく必要があります。

### 基本目標3 住民一人ひとりに対応した多様なサービスの仕組みづくり

ライフスタイルの変化、価値観の多様化等から、これまでのような行政が提供するサービスだけでは、住民一人ひとりのニーズへの対応が困難になっています。

地域住民それぞれが必要とするサービスを、地域と行政が連携した中で提供できる仕組みづくりをしていく必要があります。

### 基本目標4 日々の生活の場としての地域環境づくり

誰もが住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことのできる「生活の場」としての整備を進める必要があります。

災害に備えた自主防災組織の促進や、地域の様々な人々が交流し、ふれあいの中から連帯感を醸成していく場づくり、また、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりなど、生活者起点の環境整備を行っていく必要があります。

### 3 地域福祉計画の体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔施策の方向〕

